

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
総括研究報告書

同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究

研究代表者：森 浩一 国立障害者リハビリテーションセンター 総長

研究分担者：中野 泰志 慶應義塾大学 教授

前田 晃秀 東京都盲ろう支援センター センター長

與那嶺 司 神戸女学院大学 教授

研究要旨

本研究は、先行研究や他の支援制度の状況等を学術的観点で分析した上で、同行援護事業者の調査等を通して、同行援護従業者養成研修が現状で十分かどうか確認し、不十分であれば質的向上のための新カリキュラム案を作成し、また盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目設定のための基礎資料を得ることを目的としている。

1) 既存の従業者養成スキーム等について、ヒアリング調査等により、受講対象、研修内容等を比較した。2) 比較結果等も踏まえ、当事者団体及びサービス提供者等へのヒアリングや同行援護従業者養成研修事業所への実態調査を行い、班会議において協議の上、同行援護従業者養成研修の一般課程（28 時間）、応用課程（6 時間）の新カリキュラム案を作成した。3) 同カリキュラム（一般課程）により同行援護従業者及び同行援護従業者未受講者、研修講師を対象に試行研修（講義）を実施し、アンケート調査等を行った。研修内容の理解については、「理解できた」以上（90%以上）、研修時間については、ほとんどの科目で「この時間で十分」（平均 75%、58～90%）、研修内容については、「とても良かった」、「良かった」（70%以上）であり、全体としては有効であることが示唆された。総合評価は、「安心して業務に従事できる」（12%）、「概ね安心して業務に従事できる」（42%）とおおむね好評であった。不十分である点などの意見は新カリキュラム案に反映させ、一部修正を行った。4) なお、試行研修における演習に関しては新型コロナウイルス感染症蔓延のため、実施できなかったが、代替として、全国の同行援護従業者養成研修事業所を対象に実態調査を行い、演習（実技）実態や免除科目者の受入れ状況等について調査し、一般課程のみでは従業者として必要な実技演習が不十分とみなしている事業者が多く、独自に追加したり、応用研修の実技を併用している実態がわかったため、従来の応用課程の演習をすべて一般課程に移行させる新カリキュラム案を作成した。5) 一般課程で同行援護従業者に対しての必要な研修を満たすことになるため、応用課程としては、同行援護事業所のサービス提供責任者向けの研修に特化した新カリキュラム案を作成した。6) 先行研究や実務者へのヒアリング結果等を踏まえ、新カリキュラム案における一般課程の免除科目 9 時間（6 科目）とする案を作成した。

A. 研究目的

1) 同行援護従業者養成研修について

視覚障害者の外出等を支援する同行援護は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』（障害者総合支援法）第5条第4項において「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定され、サービス内容としては、(1) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、(2) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、(3) 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助、がある（ただし、経済活動に係る外出等、除外条件あり。）。令和4年1月時点で全国5,682カ所の事業所でサービスを提供している。

同行援護の従業者の資格要件としてはいくつかの選択肢があるが、主なものは、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者、である。また、サービス提供責任者の資格要件として主なものは、介護福祉士、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上の実務経験のある者のいずれかであって、かつ同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者となっている。

同行援護従業者養成研修については、平成21年度障害者保健福祉推進事業「視覚障害児・者の移動支援の個別給付化に係る調査研究事業」において、従業者の技術の向上を希望する当事者の声が多く挙げられたことから同行援護従業者養成研修のカリキュラムが作られている。しかしながら、平成26年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書」において、誘導技術の習得がなおも不十分であり、一般課程に公共交通機関の研修がない等の問題点が指摘されている。それ以外にも従事者のスキルの低さの指摘が繰り返されている（與那嶺司研究分担者の報告参照）。平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養

成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」においては、「自治体や事業者へのアンケート調査であることから、現状の同行援護従業者養成研修における評価としては現状維持を望む声が大半を占める結果となっているものの、若干ではあるが、演習に対して時間数を増やしたほうが良いという意見があった。」事業者の中には当事者が中心となって実施しているものがあることから、同報告では、「当事者としては更なるヘルパーの質の向上を望む声もある」と整理している。

この背景として、同報告では、「制度創設当初は、人材を確保するため研修時間数も短めにすることでハードルを下げた状態でスタートした。最初にハードルを低く設定して、人材を確保しながら徐々に質を確保していくという流れは、他の分野の人材養成についても同様であり、同行援護従業者においても今後そのようにしていく必要がある。」という認識が示された。また、その後も、日本視覚障害者団体連合からは、同行援護従業者養成研修のカリキュラム内容を変更し、養成内容を充実させるよう意見が出されている（「同行援護に係る報酬・基準について《論点等》」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第17回(R2.10.12)資料4）。

現在の同行援護において支援にあたる同行援護従業者の養成カリキュラムについては、一般課程（20時間）と応用課程（12時間）に分かれて研修内容（誘導技術、理論等）が設定されており、例えば公共交通機関を使用しての演習が一般課程になくて応用課程にあるなど、従業者の資格要件となる一般課程のみの受講でサービスを提供することは、質の点から不十分ではないかとの疑問が呈されている。さらに、同行援護従業者が不足している状況下で、同行援護従業初心者を業務中にベテランが指導するなどのいわゆるOJT（on the job training）や、従業者をフォローアップ研修等に派遣する体制が取りにくい（平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」報告書より）事業者が多いこともあり、一般課程で通常範囲の業務に必

要十分な研修が行われることが求められる。また、応用課程においてサービス提供責任者向けの講習時間が少ないことは、サービス提供責任者の資格要件となっていることとの整合性があまり良くない。

これらの課題に対応するための提案として、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」においては、一般課程修了者の業務の質を確保するために、応用課程にあった演習も含めてすべての演習を一般課程に含めて、応用課程はサービス提供責任者になる者を対象とした講義に切り分ける案が提示された。具体的には、一般課程を32時間（講義10時間、講義・演習4時間、実技18時間）とし、応用課程6時間（講義のみ、「サービス提供責任者の業務」、「様々な利用者について」、「同行援護の課題と展開」）とする提案となっている。ただし、当該研究では提案のみであり、一般課程の講習時間が20時間から一挙に32時間になって受講者の負担が過大にならないかという懸念点など、妥当性が十分には検討されていない。

そこで本研究では、先行研究や他の支援制度の状況等を学術的観点で分析し、関係団体とも協議した上で、同行援護従業者養成研修カリキュラム案を作成した。一般課程については試行研修を実施して実施可能性を検討するとともに、実技演習については、コロナ禍によって実施できなかったために、代替として養成研修事業所に演習の必要度等に関する調査を行い、実施すべき内容の提案を行った。

2) 盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目について

視覚障害と聴覚障害の重複障害である盲ろう者に対して、盲ろう者向け通訳・介助員が移動及び意思疎通の支援を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」があり、障害者総合支援法に規定する都道府県地域生活支援事業の必須事業として位置づけられている。平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、盲ろう者の支援の充実を図るため、同行援護に盲ろう者支援加算が新設され、同行援護においても盲ろう者へのサービス提供が位置づけられることになった。

同行援護および盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業における支援者は、それぞれ国がカリキュラムを定めた研修受講が要件となっており、各都道府県が規定に従い研修を実施している。

盲ろう者は、聴覚障害のある視覚障害者ではなく、独自の障害であると言われ、障害者権利条約でも視覚障害者とは別に特記しているが、両者には「視覚障害者の移動支援」という共通点があり、同行援護事業と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、対象者や研修カリキュラムの一部に共通していると思われる部分があり、一定の互換性を図ることで研修の効率化が図られるのではないかとの意見もある。両事業の従業者を増やすために相互の研修において免除科目を設定することには一定の意義があると考えられる。

厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室長「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム等について」（障企自発0325第1号、平成25年3月25日）の養成カリキュラムでは、必修科目の養成目標に「盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、最低限必要な知識及び技術を習得する」とあり、基礎的な科目のみでなく、同行援護従業者養成研修と類似の内容も含まれている。

同行援護に従事する者が不足している現状に鑑み、共通部分の講習については免除科目として認めることにより、研修修了者の質の低下を招かずに同行援護従業者資格を持つ者が増えることになれば、盲ろう者ではない視覚障害者にとっても好ましい。ただし、盲ろう者向け通訳・介助員の人数（6,327人、2019年度、全国盲ろう者協会）は同行援護従業者（86,485人、経過措置対象者21,975人を含む。「同行援護に係る報酬・基準について〈論点等〉」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第11回（H29.10.6）資料3同行援護従業者の状況について（平成27年度障害福祉課調べ））よりかなり少ないため、視覚のみの障害者の同行援護業務にはあまり大きな効果はない可能性がある。

一方、両事業は、いずれも障害者総合支援法が定めるサービスであるが、同行援護事業は自立支援給付、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は地域

生活支援事業であり、制度上の位置づけも目的も主な対象者も異なるため、免除科目の設定は、実務上の問題点等を考慮して決定する必要がある。

盲ろう者向け通訳・介助員にとっては、同行援護の資格の取得が容易になれば、盲ろう者を援助できる場面が増えるメリットがあり、盲ろう者の社会参加が促進される効果が期待できる。

なお、盲ろう者向け通訳・介助員が暫定的に同行援護従業者となることが認められる経過措置は、令和5年度末をめどに終了することが決定されているため、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者として働く場合の必要な研修の要件を早急に決める必要がある。

免除科目の設定に関しては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」にてすでに検討が行われ、まず考え方として、「同行援護従業者と盲ろう者向け通訳・介助員の資格を相互に取得しやすくしつつも、業務の質を確保することを念頭に置き、①双方の内容に若干の相違があっても、幅広く共通性を認め免除科目とする、②相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義及び実習は免除科目からは外す(受講を必要とする)」こととしていた。しかし、具体的にどの科目間に共通性があるのか、また、どの科目が業務に最低限必要なのか、という見方について関係障害者団体間での合意が得られず、免除科目の設定が実現していないという経緯がある。また、当該研究の免除科目の設定では、同行援護従業者養成研修を32時間に変更する案が前提となっており、この前提が変わると、免除科目の設定も再検討が必要となる。

そこで本研究では、まず福祉職における免除について文献的および実地調査を行い、免除制度がどのように運用されているのかも含め、その合理的根拠と、どのような基準で免除が行われているのかを明らかにしていく。他方、1)によって同行援護従業者養成研修の新しいプログラム案を確定し、その上で、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の内容と比較し、また、関係事業者等の意見を聴取しながら、盲ろう

者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得するにあたっての免除科目案を提案することとする。

B. 研究方法

1) 文献調査・聞き取り調査

CiNii Research（国立情報学研究所が提供する学術情報検索サービス）を使い文献調査を行う。加えて、厚生労働科学研究データベースや厚生労働省障害者総合福祉推進事業報告書も含めて、視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関する情報を整理する。

また、他の障害者に対する支援制度における従業者養成のスキーム等に関する検討を行うため、(1) 同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修に関する内容等の整理（法令等をもとに、法令上の位置づけ、研修を実施する主体、受講要件、時間数、修了試験の有無、免除科目等）、(2) 同行援護従業者研修、重度訪問介護従業者養成研修および行動援護従業者養成研修に関するヒアリング調査を実施する。

① 調査対象

都道府県および研修事業所

② 調査方法

同行援護、重度訪問介護および行動援護の利用者数および事業所数に関する国保連データ（平成29年度～令和元年度）を踏まえ、特徴のある都道府県、そしてそれらの地域に存在する研修事業所を抽出する。

その後、電話等で調査に関して依頼をし、詳細な情報収集のため、可能な限り、対面でのヒアリング調査を実施する。ただし、コロナ禍等の事情もあり、対面での実施が難しい場合は、オンライン、電話、あるいは文面での回答を受ける。

③ 調査期間

令和3年6月1日～令和4年3月31日

④ 調査結果の掲載方法

本ヒアリング調査では、より率直な意見等を収集するため、都道府県および研修事業所名を公開しない前提で調査を実施する。そのため、それぞれ任意のアルファベット名を割り振り、本研究に必要な情報のみを記載する。

2)-1 新カリキュラム案の作成

新カリキュラム案作成については、先行研究（平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」）や実務者へのヒアリング等により作成する。

（1）同行援護事業の理念・趣旨・課題に関する文献研究と視覚障害当事者団体へのヒアリング調査

同行援護事業は、障害者団体や関係者からの要望に基づいて制度化されたという歴史的経緯がある（同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会, 2021）。そのため、制度が成立する前後で提出された要望を精査しなければ、同行援護事業の理念や趣旨を正確に理解することが出来ない。そこで、同行援護事業に関する文献調査と制度の成立に密接にかかわったと考えられる視覚障害当事者団体の関係者にヒアリング調査を行う。

文献調査では、同行援護事業が成立する前後に公表された視覚障害者の福祉に関する学会発表、研究会誌、情報誌、報告書、ホームページ等を対象にする。

視覚障害当事者団体の関係者にヒアリング調査は、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対して実施する。ヒアリング調査は、オンライン会議システムもしくは電話にて実施する。ヒアリングでは、同行援護事業が成立するまでの運動の経緯、目指していた理念・趣旨、そして、実施後の課題等について質問する。

（2）視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく新カリキュラム案の作成

同行援護事業が実施されて以降、同事業の成果と課題について評価研究が実施されてきた（山口, 2012；株式会社ピュアスピリッツ, 2014；社会福祉法人日本盲人会連合, 2014 など）。しかし、現行のカリキュラムの問題点を明確にするためには、視覚障害当事者団体、及び、サービスを提供している同行援護事業所等連絡会（サービス提供者）へのヒアリングが必要不可欠である。そこで、社

会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対してヒアリング調査を実施する。また、現行カリキュラムの課題を解決するために必要な条件についてもヒアリングを行う。さらに、同行援護事業所等連絡会のメンバーとグループ討議を行い、新カリキュラム案を作成する。

2)-2 同行援護従業者養成研修事業所への同行援護従業者養成研修の実態調査

先行研究においては、同行援護従業者を派遣する同行援護派遣事業所や各都道府県研修担当者への実態調査を実施した。今回は、実際に同行援護従業者養成研修を実施している全国の同行援護従業者養成研修事業所へ実技演習や免除科目者の受入れ等についての実態調査を行い、調査結果等をもとに、新カリキュラム案や免除科目案の作成における参考とする。

① 調査対象

全国の同行援護従業者養成研修事業所
対象事業所については、各都道府県ホームページや当道府県担当部署に電話による確認により決定。

② 調査方法

郵送によるアンケート調査

③ 調査期間

令和3年12月1日～令和4年2月15日

④ 調査結果の掲載方法

本研究報告書の参考資料として掲載する。

3) 試行研修

新カリキュラム案の検証のため、同行援護従業者（現任者）や同行援護従業者養成研修未受講者（未経験者）を対象に新カリキュラム案による試行研修を実施する。対象人数は各群最低10人で、合計50人とする（研究分担者・協力者のモニター的参加は含まない）。新型コロナウイルス感染拡大等の状況も踏まえ、より実施可能な方法として、講義はオンライン、演習は対面・集合での実施とする。

オンラインによる試行研修においては、講義ごとに自動で視聴時間のモニターを行ない、アンケートの記入を求め、さらに、適宜画面が停止してクリックしないと進まないようにするなど、聴講しないで終了することがないように工夫を行う。ただし、オンデマンドの配信のため、講義は一方向的に流れるのみであり、講師との実時間のやりとりはできない。そのため、講義と演習の組み合わせとなっている科目については、演習が十分には行われていないことと、対面ならあるはずの講師とのやりとり部分がないために、本来の講義時間よりやや早めに終了する科目があったという限界には留意が必要である。

受講者や講師アンケート結果等を踏まえ、新カリキュラム案の必要な修正等を行う。

なお、日程が新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置中となったため、演習は一度は延期したが、事態が好転せず、中止せざるをえなかった。そのため、2)-2の調査において、演習の個別の項目について、同行援護の実務上での必要度についての設問を追加し、演習に取り入れるべき内容の例示を行なうこととした。実施可能性については、ほとんどの項目が従来の応用課程で行われていたものであり、試行による実施可能性の検証を行わなくても、研修に組み込んで問題は起きないものと想定した。

4) 免除科目案の作成

盲ろう者向け通訳・介助員が、同行援護従業者養成研修を受講する際の新カリキュラム案における免除科目案を、先行研究や当事者団体（実務者）へのヒアリング結果等を踏まえ研究班において作成する。盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修受講時の免除科目については、研修の目的や制度が異なる研修間における免除科目設定となるため、文献調査を行うとともに、実務担当者へのヒアリング等を実施した。

(1) 文献調査・制度調査

1)の調査に際して同行援護以外の制度についても調査を行い、資格間での研修の免除について明らかにする。

(2) 研修テキスト等の比較

比較の材料とするのは、同行援護従業者養成は、令和3年度厚生労働科学研究「同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究」研究班編『同行援護従業者養成研修試行研修(講義)テキスト』、および『同行援護従業者養成研修試行(演習)プログラム』である。一方、盲ろう者向け通訳・介助員養成は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長『盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について』（障企自発0325第1号、平成25年3月25日）、および社会福祉法人全国盲ろう者協会編著『盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者のための手引書』である。

これらの資料をもとに、同行援護従業者と盲ろう者向け通訳・介助員との養成カリキュラムにおける、科目ごとの共通性および差異について比較したうえで、免除科目に該当するかどうかを検討する。

比較にあたって、同行援護従業者の養成カリキュラムは本研究で提案する新たな一般課程28時間を、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムは必修科目42時間を主として採用する。ただし、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムについては、地域の実情に応じて、選択科目を取り入れることになっていることから、必修科目のみでは同行援護従業者の養成カリキュラム（一般課程）に該当しない場合、選択科目での該当科目の有無についても、合わせて検討する。

(3) 実務者へのヒアリング

科目免除の案としては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」に2案が提案されているが、いずれも32時間の一般課程を想定していたため、今回の新カリキュラム案に基づいた検討が必要になる。また、免除科目についての考え方について合意があるものの、具体的な科目の解釈については再度の確認と調整を図る必要がある。そこで、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対して、科目免除に関する

ヒアリング調査を実施する。

（倫理面への配慮）

試行研修受講者アンケートについては、個人が特定されるデータは使用しない。試行研修実施等については、研究代表者の所属機関において、倫理審査委員会の承認を得たうえで、インフォームドコンセントを得ている。また、與那嶺司研究分担者においては、所属施設で倫理審査委員会の承認を得て研究を実施した。また、個人が特定できないように、オンライン研修の委託業者には個人名を含む名簿を提供しないなど、格別の注意を払う。加えてコンピューター犯罪のリスクを防御するよう最大限の努力をする。全国同行援護従業者養成研修事業所実態調査は個人情報の取扱いがないため、倫理審査対象外となる。

C. 研究結果

1) 文献調査・聞き取り調査

文献調査及び聞き取り調査の結果、1) 同行援護従業者養成研修に必要な技術的要件の枠組み、2) 重度訪問介護従業者研修のスキームの違い、3) 従業者研修後のフォローアップ等の必要性、4) 免除科目の設定による「質」と「量」の両立、といった4点について考察し、以下の結論となった

（1）公共交通機関の利用に関する演習の一般課程への移行

同行援護従業者研修における公共交通機関を利用した演習については、応用課程ではなく一般課程に組み入れることを検討する必要がある。

（2）重複障害のある利用者に関する理解の促進

同行援護従業者養成研修において、多様な支援者および利用者、とくに重複障害のある利用者の理解あるいは支援について組み入れることを検討する必要がある。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」においては、一般課程の研修時間として32時間が提案されていたが、本研究では実務者のヒアリングや関連

団体との協議の上、28時間の提案を行うこととした（内訳は後述）。

（3）支援の質と人材確保を両立した研修時間の検討

同行援護従業者養成研修の時間数について、従業者による支援の質と人材確保との両方の観点から、カリキュラム変更に伴った適切な時間数増を検討する必要がある。

（4）研修後のフォローアップ等の検討

同行援護従業者養成研修後のフォローアップやスーパービジョンなど重層的な仕組みの構築について検討する必要がある。ただし、本研究では具体的な提案には至っていない。

（5）免除科目についての検討

同行援護従業者養成研修では、当研修の質を保ちつつも人材確保の観点を踏まえ、他研修等、とくに、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との間における免除科目の設定について検討する必要がある。

2)-1 同行援護従業者養成研修カリキュラム案

実務者へのヒアリング結果と、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」の提案（先行研究結果）を踏まえ、同行援護従業者養成研修カリキュラム案を作成した。

現行の一般課程カリキュラムでは、実際にガイドヘルパーとして従事するために必要となる交通機関等の実技指導等を実施する演習時間が不十分であること等から、新カリキュラム案では一般課程は従業者向け、応用課程はサービス提供責任者向けとし、一般課程の演習の充実を図るカリキュラムとした。一般課程（28時間、講義8.5時間、講義・演習3.5時間、演習16時間、7時間×4日間）、応用課程（講義6時間、6時間×1日間）とした（別紙のとおり）。

先行研究結果（一般課程32時間、応用課程6時間）との違いは、一般課程については一部の科目をまとめ、また、科目あたり0.5～1時間の調整を入れることで、必要な内容を漏らすことなく、全体を28時間としたことと、応用課程については、全科目（6科

目)の合計6時間の提案をそのまま採用し、各科目の時間を1時間ずつに設定したことである。この調整により、一般課程は4日間の研修として、応用課程は1日の研修として実施可能と見込まれ、先行研究結果より少ない日数で実施可能であり、受講が容易になると考えられる。

2)-2 同行援護従業者養成研修事業所への実態調査

全国の同行援護従業者養成研修事業所344箇所に郵送によるアンケート調査を実施した。回収率は64%(220事業所)であった。アンケート結果から、以下のような実態が明らかになった(参考資料「同行援護従業者養成研修に関する実態調査結果について」参照)。

(1) 従業者として使用頻度の高い技能が一般課程の演習として実施できていない

従事する上で使用する技能で90%以上(使用頻度の1. 毎回、2. ほとんど、3. ときどきの合算値)使われるという回答があった項目を「使用頻度が高い実技」と定義すると、一般課程の演習として実施されていたのは、食事73%、エレベーター67%、トイレ66%、混雑地59%、買い物52%、電車の乗降46%、バスの乗降43%であった。

(2) 一人当たりの実技時間が短く、十分な実技が実施されていないこと

60事業所(38%)は、1名あたりの実技時間4時間以下、21事業所(13%)は、1名あたりの実技時間2時間以下であった。

(3) 過半数の研修事業所において、一般課程で実施できない実技内容を別の方法でカバーしている

一般課程の時間内で応用課程の一部を実施しているのは53事業所(29%)にのぼり、一般課程を応用課程とセットで実施しているのはほぼ同数の51事業所(28%)であり、合計で過半数であった。一般課程の演習実施状況としては、買い物52%、電車の乗降46%、バスの乗降43%であった。

(4) 免除科目者の受入れ状況では、受入れ可能な養成研修事業所が少ない

「受け入れていない」という回答が136事業所(81%)であった。免除科目者を受け入れていない

理由としては、「2. すべて受講することが資質向上のために必要」という回答が最多で85事業所(63%)、次いで、「科目免除での受講希望者が見込まれない」37事業(27%)であった。

盲ろう者向け通訳・介助員の科目免除者としての受け入れについては、「3. 条件を問わず、受け入れられない」が43事業所(26%)、「2. 条件次第で受け入れる」が34事業所(21%)であった。

上記において「2. 条件次第で受け入れる」と回答した条件については、「4. 科目免除者であっても受講料が他の受講者と同一」が15事業所(29%)、「1. 受講人数が見込まれる」が13事業所(25%)であった。

3) 試行研修および受講者等アンケート

新カリキュラム案(一般課程)に基づき、同行援護従業者(現任者・講師経験者)、同行援護従業者養成研修未受講者を対象に、講義はオンライン(8科目12時間)、演習は集合(3科目16時間)で計画し、講義に50名が参加した。受講者の内訳は、同行援護従業者30名、未受講者20名であった(平均年齢43歳、範囲:20~64歳)。

演習については新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置中等のため延期等もしたが実施できなかった。

講義の受講者アンケート結果(参考資料「同行援護従業者養成試行研修(講義)受講者アンケート結果」参照)は、理解状況については、全科目で「とても良く理解できた」、「よく理解できた」、「理解できた」が90%以上であった。研修時間については、5科目で「この時間で十分であった」70%以上、「少し時間が足りない」、「少し時間が長い」等の意見のあった3科目については、オンラインという実施形態を加味した上で、研修講師と集合研修時の内容確認等を行い、カリキュラム修正等の参考とした。研修内容については、「とても良かった」、「良かった」が70%以上であった。研修終了後の設問において、本研修で身に付けた知識で、同行援護従業者として従事できるかの間では、「安心して業務に

従事できる」6人(12%)、「概ね安心して業務に従事できる」21人(42%)であった。自由回答として、「プログラムの構成がわかりやすく、良かった」、「最初の講義が『外出保障』であることはわかりやすかった」、「演習時間が長くなるのは良い」、「従業者としては、現行の一般・応用課程の受講が必要」などがあつた。新カリキュラム案に対して、必修と思われる講習が不足しているという指摘はなかつた。

また、講師インタビューでは、「まず、外出は人々にとっていかなる意味を持つのか、次に視覚障害がどういう障害なのか、そして福祉制度の説明という流れが良い」、「カリキュラムについては、ヘルパーになるための必要な研修内容が網羅できている」、「一般課程の時間数が増えることで研修後に現場に出た際の不安感が少なくなり安全度も増す」などの意見があつた。

4) 免除科目案の作成

(1) 文献調査・制度調査

文献調査・制度調査の結果、いくつかの資格間で研修の全免除、科目免除、科目内の部分免除などが認められていることが示された。それぞれの免除について、合理的理由は推測されるものの、明確な基準があるものとは認められなかつた。すなわち、制度ごとに具体的に研修内容が比較検討されて免除が決定されている(詳細は與那嶺司研究分担者の報告参照)。したがって、同行援護従業者養成研修においても、盲ろう者向け通訳・介助員に免除科目や部分免除科目を認めることについては問題がなく、また、その設定基準についても、ある程度の合理性があり、かつ関係者間で同意が得られるのであれば、差し支えないことになる。

(2) 研修テキスト等の比較による免除の可能性のある科目

① 科目名や目的が類似する科目

科目ごとに比較すると、盲ろう者向け通訳・介助員が、新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案(28時間、本研究2)-1)を受講する際に

免除できる可能性のある科目は、次の通りとなる(表1)。

表1. 一般課程で免除の可能性のある科目

形態	科目	時間
講義	外出保障	1
講義	視覚障害の理解と疾病	1.5
講義	視覚障害者(児)の心理	1
講義	同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5
講義・演習	情報提供	2
実習	誘導の基本技術	7
免除の可能性のある時間合計		15

なお、この検討については、科目内の部分免除{4)-(1)参照}や、先行研究において示された一つの考え方{「相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義及び実習は免除科目からは外す」A-2)参照}が必ずしも反映されていないことに留意が必要である。

例えば、「視覚障害者(児)の心理」は、盲ろう者の心理とは異なる固有のものがあることが想定され、科目の表題では類似のものがあつたとしても、盲ろう者の心理を理解できれば視覚障害者の心理が十分に理解できるとは言えない。したがって、この講義(視覚単独障害と、視聴覚重複障害それぞれの障害種類に該当する者の心理)は「相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義」に該当し、免除科目にすることは困難だと思われる。

② 受講が免除されない科目

科目ごとに比較すると、盲ろう者向け通訳・介助員が、新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案(28時間、本研究2)-1)の受講の際に、受講が必須と考えられる科目は次の通りとなる(表2)。

表2. 一般課程受講必須科目

形態	科目	時間
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5
講義	同行援護の制度	1
講義・演習	代筆・代読	1.5
実習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)	5
実習	交通機関の利用	4

③ 選択科目で科目名や目的が類似する科目

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の選択科目を自治体や受託団体等の裁量により実施している場合には、自治体の判断により免除できる可能性があると考えられる科目は次の通りとなる(表3)。

表3. 通訳・介助員選択研修により免除可能となる科目

同行援護	通訳・介助員派遣
視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	盲ろう者福祉制度概論
同行援護の制度	盲ろう者福祉制度概論
代筆・代読	盲ろう通訳技術の実際
誘導の応用技術(場面別・街歩き)	移動介助実習Ⅱもしくは通訳・介助実習Ⅱ
交通機関の利用	移動介助実習Ⅱもしくは通訳・介助実習Ⅱ

なお、この検討についても、科目内の部分免除や、先行研究において示された考え方は必ずしも反映されていないことに留意が必要である。また、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施状況では、必修科目のみ(42時間)の研修会も多く開催されているが、研修時間数の平均は54.6時間、中央値50.0時間であり(39都道府県の調査、全国盲ろう者協会、2021)、過半数の研修会で選択科目の研修も追加実施されている実態がうかがわれ、免除科目に選択科目が含まれることは、ある程度の有用性があると考えられる。

(3) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査や実態調査等を踏まえた一般課程免除科目案

盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際の免除科目について、視覚障害当事者団体である社会福祉法人日本視覚障害者団体連合、及び実務担当者(サービス提供者)である同行援護事業所等連絡会等へのヒアリング等を実施した。それにより、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修において同行援護従業者養成研修と類似した内容やコミュニケーション方法や情報伝達方法等を問わず共通する内容を整理し、免除科目案

を作成した(9時間、6科目、表4)(各科目の判断理由は、中野泰志研究分担者の別表「盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目案(日本視覚障害者団体連合同行援護事業所等連絡会ヒアリング結果)」のとおり)。

表4. 一般課程免除科目案

実施形態	科目名	時間	免除時間
講義	視覚障害の理解と疾病	1.5	0.5
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5	1.5
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	2.5
講義・演習	代筆・代読	1.5	0.5
演習	誘導の基本技術	7	3
演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)	5	1
免除時間合計			9

ここで、「視覚障害者(児)福祉の制度とサービス」と「代筆・代読」、「誘導の応用技術」の科目は盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会の選択科目となっていることに留意が必要である。

この案は、科目内の部分免除や、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」(先行研究)における考え方を取り込んでいる。例えば、「視覚障害の理解と疾病」については、視覚障害を起こす疾病についての講義部分が免除に該当するという考え方である。演習での誘導については、視覚障害者では音声によるやりとりが不自由なく高速にできることを前提とした誘導の演習となり、盲ろう者向けの誘導の研修だけでは不十分な点があるため、部分免除に設定されている。

これにより、先行研究の32時間の一般課程案より本研究の案の方が4時間短縮されているにもかかわらず、免除される時間の合計は、先行研究で報告された日本盲人会連合案より2時間多い。一方、先行研究で報告されている全国盲ろう者協会案より8時間少ないが、今回のヒアリングにて、

免除時間数については日本視覚障害者団体連合、同行援護事業所等連絡会、および全国盲ろう者協会の同意を確認している。

D. 考察

1) 同行援護従業者養成研修の新カリキュラム案

視覚障害者に対する同行援護従業者養成研修の一般課程は、同行援護の資格を与えるものであり、その内容が同行援護事業の質に直結する。しかし、同行援護を行う従業者が不足していることから、制度が開始された早期には参入障壁を低くする意味で、日常的な業務に必要となる実習がすべては一般課程に含まれない形でしばらく運用されてきた。しかし、同行援護の質が低い従業者がいることが指摘され、研修の質の向上が求められるようになった。また、重複障害への対応や、守秘義務の厳守等、質的・量的に一般課程の研修を強化すべきという意見があり、特に一般課程の研修カリキュラムの改定が喫緊の課題となっていた。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」（先行研究）では、現行の20時間に対して、32時間の一般課程の新カリキュラムの提案があったが、提案のみで実施できるかどうかの確認は行われていなかった。そこで本研究においては、同行援護の業務について再確認を行い、先行研究の案を下敷きにして、それを4時間短縮して4日間で完結するような新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム（一般課程）を作成した。また、応用課程は、他の障害福祉サービス制度も参考にして、サービス提供責任者向けに特化したものとして案を作成した。これらにより、一般課程と応用課程の性格が明確に区別され、現況のように、一般課程では現場に出るのに研修が不足するから応用課程を併せて受講しないとイケない、ということが不要となるはずである。

カリキュラム案の実行可能性(feasibility)については、試行研修により検証した。新型コロナウイルス感染状況等から、講義についてはオンデ

マンドのネットワーク講習とした。このため、実際に行われる対面の研修とは若干感触が異なるものとなったが、研究参加者の評価は非常に高かった。オンライン研修で徴収した意見については、講習作成者にフィードバックし、研修会用の教科書等の改善に活用してもらったこととした。

試行研修(講義)の結果としては、研修の理解、研修時間等の評価は高く、新カリキュラムの内容・時間等の妥当性が確認できた。

同行援護従業者研修、重度訪問介護従業者養成研修および行動援護従業者養成研修に関するヒアリング調査結果や文献調査結果から、現在の一般課程のみでは実技が足りない実態や、過半数の研修実施事業者は、実習を追加して実施していることが調査から判明し、応用課程に含まれている実習をすべて一般課程に移行させるべきであることが明らかになった。

2) 盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案の作成

免除科目の設定に関しては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」（先行研究）にて、考え方として、「同行援護従業者と盲ろう者向け通訳・介助員の資格を相互に取得しやすくしつつも、業務の質を確保することを念頭に置き、①双方の内容に若干の相違があっても、幅広に共通性を認め免除科目とする、②相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義及び実習は免除科目からは外す(受講を必要とする)」ことが提案されていた。しかし、この考え方は解釈の余地が残り、実際、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」では免除科目について、2論の併記となったため、実際の研修制度に反映されることがなかった。本研究ではこの反省の上で、関係団体の意見を聴取しつつ、免除科目の設定を行ない、研究班としての一つの提案を行なった。

全国盲ろう者協会からは、従業者の確保のため、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修を受講する際に、現行の一般課程以上の負担とならないことや、実際の同行援護従業者養成研修で実施可能な免除科目となるよう配慮をしてほしいとの意見が出された。現行の一般課程は 20 時間となっており、免除時間がすべて適応される場合は残り 19 時間となるため、免除科目なしの現行の研修よりは負担が減ることになる。また、同行援護従業者養成研修でどのように実施可能であるかは、他の制度の免除と比較して特に条件が悪い点はないため、問題ないものと思われる。

研修実施事業者の対応は、2)-2 の調査で示されたように、免除科目を設定した一般課程をいかなる条件があっても実施しないとしている事業者は約 1/4 のみであり、同時に受講する人数や受講費用等の条件次第では実施する事業者がいることが明らかになっている。例えば、9 時間の免除がある研修希望者が複数いれば、同時に受講するように日程調整して免除部分を省いた研修として、免除なしより 1 日少ない日程で研修が催行可能であろう。ただし、本研究で提案した免除科目については、具体的な実施条件は検討していない。

E. 結論

1) 同行援護従業者養成研修の新カリキュラム案

同行援護従業者養成研修について、一般課程 28 時間と応用課程 6 時間の新しいカリキュラム案を作成した。この案は、従業者の質を確保することと、受講負担を過大にしなことのバランスを目指し、一般課程では実技を大幅に増やしながらかも、先行研究案より 4 時間少ない 28 時間とし、応用課程はサービス提供責任者に特化した 6 時間の研修として、各課程の目的を明確に分けた。

2) 盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案

盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会の既習者向けに、同行援護従業者養成研修の一般課程における免除科目案を作成した。それぞれが異なる制度であるため、先行研究の免除科目に関する考え

方を引き継ぐと、必ずしも外見上類似した科目をすべて免除できるとは限らないが、関係団体の合意のもと、28 時間の一般課程のうち、9 時間の免除科目を設定することができた。

F. 健康的危険情報 特になし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 なし

1 一般課程 (28時間)

形態	科目名	目的	実施内容・例	時間	免除時間
講義	外出保障	視覚障害者の外出について考えとともに、生活を支える視点や視覚障害者の外出保障を担うことを理解する。	(1) 外出保障とは (2) 外出保障の歴史 (3) 外出保障の現状	1	0
講義	視覚障害の理解と疾病	視覚障害者の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	(1) 視覚障害の理解 (視覚障害による不便さ、必要な情報) (2) 視覚障害と疾病の理解 (様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント)	1.5	0.5
講義	視覚障害者(児)の心理	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	(1) 全盲の心理 (2) ロービジョンの心理 (3) 視機能低下の心理 (4) 障害発生時期の心理 (5) 外出時の心理	1	0
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	障害者(児)福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者が利用する関係施設を理解する。	(1) 障害者福祉の動向 (2) 障害者福祉に関連する法律 (3) 障害者総合支援法 (4) 視覚障害に関する施設等 (5) 障害者を対象としたその他の制度	1.5	1.5
講義	同行援護の制度	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	(1) 同行援護以前の外出支援制度の歴史 (2) 同行援護制度の概要 (3) 他の外出支援制度との関係 (4) 同行援護制度の課題	1	0
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	(1) 同行援護従業者の業務内容 (2) 同行援護従業者の職業倫理 (3) 同行援護の実際 (様々な利用者への対応等)	2.5	2.5
講義・演習	情報提供	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	(1) 情報提供とは (2) 情報提供の内容 (3) 場面別情報提供の実際 (4) 情報提供時の配慮 (5) 演習 (3題程度)	2	0
講義・演習	代筆・代読	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	(1) 代読 (業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点) (2) 代筆 (業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの) (3) 代読・代筆の具体的な方法 (4) 演習 (代読1題・代筆1題)	1.5	0.5
演習	誘導の基本技術	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	(1) 基本姿勢・歩く (誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やっつけられないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換) (2) 狭いところの通過、ドアの通過 (3) 椅子への誘導・階段 (スロープ、溝などをまたぐ、段差)	7	3
演習	誘導の応用技術 (場面別・街歩き)	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の町歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	(1) 共通 (トイレ、食事) (2) 場面別 (病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭) (3) 街歩き (歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段)	5	1
演習	交通機関の利用	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	(1) 電車の乗降 (2) バスの乗降 (3) 車の乗降 (4) 船・飛行機の乗降	4	0
合 計				28	9
講 義				8.5	4.5
演 習				16	4
講 義 ・ 演 習				3.5	0.5

(2) 応用課程 (6時間)

形態	科目名	目的	実施内容例	時間	免除時間
講義	サービス提供責任者の業務	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	(1) 事業所の体制 (2) 事業所の役割 (3) サービス提供責任者の役割 (4) サービス提供責任者の業務	1	0
講義	様々な利用者への対応	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	(1) 高齢化、障害の重度化・重複化の現状 (2) 高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点	1	0
講義	個別支援計画と他機関との連携	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	(1) 個別支援計画の策定 (2) 関係機関との連携	1	0
講義	業務上のリスクマネジメント	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生の可能性のある事故や発生時の管理体制等について理解する。	(1) 事業所のリスクマネジメント (2) 同行援護従業者のリスクマネジメント (3) 事故発生時の管理体制	1	0
講義	従業者研修の実施	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	(1) 従業者研修の目的 (2) 従業者研修の内容 (3) 従業者の質の向上のための工夫	1	0
講義	同行援護の実務上の留意点	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	(1) 同行援護の制度上の留意点 (2) 同行援護の実務上の留意点 (3) 介護保険制度との関係	1	0
合 計				6	0